

〈研究論文〉

為頭流の古今集古注釈および秘伝における

赤人上総国山辺郡出身説に関する考察

―その成立をめぐって―

岡 田 美也子

【要旨】

古今集の古注釈や秘伝のうち為頭流の書とされるものに、赤人を上総国山辺郡（現在の東金市を含む一帯）の出身とする説が記されており、内容から二つに大別できる。一つは、『古今和歌集序聞書』とその諸本で、赤人を大和国山辺郡ではなく、上総国山辺郡の出身とする。もう一つは、秘伝書に載る自性論で、柿本人麻呂が大臣の娘を犯した罪によって上総国山辺郡に配流されたが、『万葉集』編者任命に際して山辺赤人と改名したとされている。これらの説を精査すると、赤人上総国出身説の生成時期は弘安期かそれを大きく遡らない、また、自性論は後発と思われる。一方、赤人塚のある東金市周辺には、北条長時や久時による築城や寺院建立の伝が残されている。併せると、弘安期に関東に在住した為頭、歌人でもあった長時・久時の周辺から、赤人上総国山辺郡出身説が生じた可能性が考えられる。

キーワード

人丸赤人伝説 上総国山辺郡 古今集古注釈 為頭流 北条久時

一 はじめに

東金市には、不思議なことに時代の異なる三人の歌人に関する伝承が存在する。田中には万葉歌人山辺赤人の塚があり、近くの法光寺に赤人の像が残されている。また、小野にある小町塚、山田にある貴船神社の墨染の桜にまつわる西行伝説である。この三者がこれほど近接した一地域において語られるのは珍しいのではなからうか。いかなる背景があつて外房のこの地にこれらの伝承が根付いたのか、興味をそそられる。

この三人のうち、山辺赤人については、古今集古注釈の一つである『栄雅抄』に赤人上総出身説と廟の存在が記されていることが房

総の地誌類において言及されていることもあり、若干の先行研究がみられる。本稿では、赤人上総国山辺郡出身説をとる為頭流の書のうち、比較的早いと思われるものを精査し、その生成の時代を推定したうえで、上総国山辺郡との関連から説話生成の背景を考察する。

二、先行研究

東金における赤人伝承を検証した先行研究にはまず、古代史・房総史の謎の一つとして、赤人が上総国山辺郡にいたことや田中に残されている赤人の墓を事実とする立場からの研究がある。まとまったものとしては、江畑耕作『房総の歌人 山辺赤人』¹とこれを増補した『考証壬申の乱と山部赤人』²がある。氏は、大友皇子を祀った白山神社（木更津小櫃）も絡めて、壬申の乱において房総に敗走した大友皇子を追討した軍の中に赤人の父親安麻呂がいて、赤人は父に同行して上総にやってきて居着いた、と考察している。

もう一つ、西山太郎「山辺赤人と上総国山辺郡」³は、赤人上総出身説を和歌史の中で検証したものである。西山氏は、梅原猛氏や阿部瑞枝氏の論考をもとにしつつ、『人丸秘密抄』『詞林采葉集』『毘沙門堂古今集註』などの古注釈類と、房総の地誌の記事を引用して考察を行っている。すなわち、『詞林采葉集』は、人丸が持統天皇の代に四国へ流され、文武天皇の代に東海の畔（「上総山辺」と傍書）に左遷されたという。一方、『毘沙門堂古今集註』には、人丸は天武天皇時に石見国戸田に化生し、赤人は聖武天皇の時に上

総国から出た、やはり化人であるとする説がある。そして、『人丸秘密抄』には、人丸が文武天皇皇后勝八尾大臣の娘を犯し、上総国山辺郡に配流されたが、万葉集編纂にあたって判者とすべく、「宰相三位上山辺赤人」と姓名を変えて召し返した、と書かれている。これらの関連について、『詞林采葉集』『毘沙門堂古今集註』、あるいはそれらと同主旨のものを総括したのが『人丸秘密抄』であるとしている⁴。

さらに、『古今采雅抄』に赤人上総出身説や廟の存在が言及されている、と『房総志料』（宝暦十一年（一七六一））が指摘していることに着目した。そして、これら地誌類の記述を総合しつつ、山辺郡田中村の塚より木像が発見された時期と、『人丸秘密抄』が著された時期が同じ寛文年間（一六六一～一六七二）であることに着目した。結論としては「赤人を山辺郡と積極的に導（原文ママ）びつけることはできなかった。しかし、山辺郡にこれまで述べたような伝承が生じうる風土があったという事実を再認識することができた。特に、寛文年間の上総国山辺郡に大きな流れ、文化の発展を直観しえたことは大きな収穫である」と述べている。

しかし、地誌に引用されている『古今采雅抄』（飛鳥井家古今抄⁵とも）⁶といった書物の成立は永禄四年（一五六二）と見られており、そして、後述するように、赤人上総出身説は、さらに古い書物にも見られるのである。この説と上総国山辺郡の地との関連はより遡ることができるのではないか。

では、古今集古注釈書研究において赤人上総出身説がどのように

扱われてきたかという点、注釈書や秘伝書の分類系統の整理において記事の出入り等が指摘されるに止まり、その派生や異同について論じたものはまだないようである。そのなかで『金玉双義』にみられる「自性論灌頂」をめぐる、三輪正胤氏が、赤人が上総国出身とされた理由を、次のように述べている。

「自性論灌頂」は、更に、人丸と赤人は一人二名であるとも述べている。人丸は文武天皇の時、事ありて上総国山辺郡に配流され、聖武朝に召し返されて山辺赤人と姓名を改めたと言う。この事は、その昔、唐の白楽天が、配流の後、大原白居易と改めて召し返された故事に倣ったものであるという。しかし、この故事によるばかりでなく、人丸の流罪地とされる上総国は特別な意味を持つて設定されていると考えられる。罪を得て遠流となる地は東国にあつては常陸国と『延喜式』では決められていた。それを「自性論灌頂」では、殊更に、上総国としてそれを「東州」と表記している。そこには東であることが強く意識されている。東は人丸が赤人となって復活するのに必要な方向であつた。人丸は東に流されることによって赤人に生まれ変わり、復活することが出来るのである。為頭流においては、『玉伝深秘卷』の「赤人縁起」において、上総国は赤人の化生した地であると言うのも同じ考えに基づいている。人丸と赤人との交代劇に相応しく選ばれた地が東の上総国なのである⁷⁾。

同じく為頭流の書、『石見女式』、『玉伝深秘卷』、能基『古今和歌集序聞書』等に、陰陽五行説による、春は東の方、木性に当たり、万物の始まりを示すという記述が見られることから、三輪氏は、上総出身説が配流復活の地として選ばれた、と考えている。

確かに上総は『延喜式』に定められた配流地ではないが、歴史上、複数の実例がある⁸⁾。逆に東州に相当する地理的範囲は広い。赤人と上総を結び付けているのは、その姓と同じ山辺という地名なのであり、人丸配流改名の地というのは後付けと考えるべきであろう。ここで、赤人上総出身説をとる為頭流の書に関して、先行研究を参照しておく。

藤原為家の息男である為頭とその周辺で、古今集に関する秘説が生成されていたことは、すでに知られている。三輪氏は、為家が為頭に伝えた家の教えを記したとされる書『竹園抄』を端に、関連する為頭流の書の成立について総括的に論じた。そのなかで、『玉伝深秘卷』とその異本とされる『金玉双義』、能基『古今和歌集序聞書』の相承血脉や奥書をもとに為頭からの伝授を次のようにまとめられている。引用後に依拠資料を並記する。

為頭は弘安元年十二月に『古今和歌集』の序と歌に関する講釈を終えて、能基への伝授を完了した。能基はこの講釈に基づいて弘安九年十二月十八日に序に関する講義を終り、続いて弘安十年七月十二日に第一巻から第二十巻までの講釈を終り、僧快承への伝授完了の儀式を行なったのが十三日後の弘安十年七月二十五

日であつた⁹。

弘安元年十二月十一日 『金玉双義』為頭から能基への伝授(『玉

伝深秘卷』は神垂へ)

弘安九年十二月十八日 『古今和歌集序聞書』東大図書館本 奥

書 能基書写

弘安十年七月十二日 『初雁文庫本古今集歌注』¹⁰

弘安十年七月二十五日 『金玉双義』 能基から快承への伝授

三輪氏はまた、これらに先立つ関係書物として、氏所有の『柿本人麿之事』を挙げている¹¹。同書には、文永七年(一二七〇)四月上旬、為頭入道明覚書写とした奥書があるが、弘安元年(一二七八)百首詠進の際に為頭が明覚を名乗っていたことから、氏はこれを事実と認め、「能基『古今和歌集序聞書』の原形といって良いものが、文永七年(一二七〇)には出来上がっていたことになる。これは『玉伝深秘卷』中の一部の秘密も出来上がっていたことにも成つてくる」¹²としている。井上宗雄氏もこれを追認している¹³。

ところで、赤人と上総国との関係は、山辺郡に配流された人丸が赤人と改名して上京したとする説と人丸配流譚を語らず、人丸伝とは別に赤人が山辺郡の出であると述べる説に分けられる。三輪氏が取り上げた順に為頭流の書を分類すると、次のようになる(異本において外題や内題が異なる書も多いが、ここでは代表的な名称で示す)。

一、人丸赤人改名説 人丸上総配流説の後段

『柿本人麿之事』『金玉双義』『古今和歌集灌頂口伝』、伊藤正義藏本『古今集秘伝 阿古根浦口伝』など一部

二、非同一人物説

『古今和歌集序聞書』『和歌灌頂次第秘密抄』第二類

三、その他

『玉伝深秘卷』

このうち『古今和歌集序聞書』の一部や『金玉双義』に記された伝授者に能基の名が見える。そのことから、赤人上総出身説は、三輪氏が分類した三つの流派、為頭―能基系、為頭―神垂系、為頭―伊長系のうち、為頭―能基系に属する説であると考えられる。為頭―神垂系の『玉伝深秘卷』所載の赤人縁起は特異なものである。

三輪氏に従えば、このなかで最も早いとされるのが『柿本人麿之事』収載の一で、文永年間に存在した、ということになる。

なお、未発見の資料も多く存在し、解明されていない部分があまたあるものの、近年、古今集の古注釈や伝授に関する研究はめざましく進んでいる。片桐洋一氏『中世古今集注釈書解題一―六』¹⁴をはじめとして、三輪氏『歌学秘伝の研究』¹⁵、同『歌学秘伝史の研究』¹⁶、人間文化研究機構国文学研究資料館『中世古今和歌集注釈の世界 毘沙門堂本古今集注をひもとく』¹⁷などがまとまったものとして出版されている。また、慶應義塾大学附属研究所斯道文庫編『古今集注釈書伝本書目 斯道文庫書誌叢刊之七』¹⁸において諸本の整理がなされ、これらと並行して、諸書の成立・書写・伝授

に関する年表が作成されている¹⁹。影印や翻刻も順次出版されているが、国文学研究資料館の新日本古典籍データベース（以下、新古典籍DBとする）及び日本古典籍データベースにおいても画像が公開されているものがある。本論はこれらを多く参照している。

三、為頭流古今集古注釈のなかの赤人上総説

三、一、人丸赤人改名説

改めて述べると、山辺赤人と上総国山辺郡を結びつける注釈は主に、『古今集』仮名序の次の部分に関係している。

いにしへよりかく伝はるうちにも奈良の御時よりぞ広まりにける。かの御代や歌の心を知ろしめしたりけむ。かの御時に 正三位柿本人麿なむ歌の聖なりける。これは君も人も身をあはせたりといふなるべし。……また山の辺赤人といふ人ありけり。歌にあやしく妙なりけり。人麿は赤人が上に立たむことかたく。赤人は人麿が下に立たむことかたくなむありける。

仮名序では、柿本人麻呂と赤人の優劣に触れ、後者の優位を述べている。一方で、周知のとおり人丸は歌聖とされること、また古今集に赤人が入集していないことから、この解釈をめぐって論議があり、同一人物説などが生じることとなった。人丸と赤人を同一人物とみる説は、複数の資料にみられる。定家仮託の偽書『三五記』に

は次のようにある。

又山辺赤人の事もさまぐに申しためり。それをも別に赤人とて侍らず。人麿の異名なりけりなど申す。家々説々侍るやらむ。当家には勿論、人麿、赤人は各別の人と習ひ伝へて侍り（『三五記 鷲末』²⁰）

同書は「文永六年二月七日彼自筆本相伝畢 藤原為氏 在判」との奥書を持つほんがあり、「阿仏尼と為氏の論争の後に出来たものであらうか」²¹ともみられている。少なくとも正平年間（一三四六～一三七〇）以前から知られていたとされる。

為頭流の書の中にも、赤人を人丸の化身とする説、人丸配流赤人改名説といった異説がある。前者として例えば、『和歌古今灌頂巻』は、「明仁出現の事」において赤人を「翁日戸丸」の化身、両人の本地を阿弥陀といい、同一人物説をとっている²²。同書は、『三五記』、『玉伝深秘巻』、能基『古今和歌集序聞書』とも相互交流があるとされるが、この箇所については全くの異説をとっている。一方、後者として、『柿本人麿之事』や『金玉双義』等に引用された自性論があるが、改名の場として上総国山辺郡が持ちだされている。

①『柿本人麿之事』

同書は、大きく三つの部分に分けられる。一つ目は、「柿本人麻呂之事」と題する部分で、顕昭『古今序注』を基に、新たに注を加

えたものである。二つ目は、「柿本人麻呂之大事 歌道ノ正受」と題する部分で、人丸と赤人の伝記の所説をまとめている。最後が書写者の補論と奥書である。二つ目の末尾に次のような本奥書が記されている。

写本之奥書ニ云

右之大事、当家深秘之口決、不及于他家秘伝也。依_レ宿習最深_一、得_二聞_一〔スル〕此奥儀〔ヲ〕一而已。莫_レ令_レ輕_レ之_一。

于時文永第七曆仲呂上旬 為顯入道 明覺 在判

先述のとおりこれを信ずれば、赤人と上総国を結び付けた記述のある書物のうち、現時点では最古となり、また引用された「自性論灌頂卷」の成立はさらに遡ることとなる。

しかしながら、これには慎重でありたい。内容を吟味する。

赤人の出身と姓に関する記事は、先に示した三つの部分にそれぞれ含まれていて、人丸上総配流と赤人改名説は、最初の「柿本人麻呂之事」に述べられている。同書は、自性論（灌頂卷）を分割して引用しており、まず冒頭に、人丸が柿木の下に化生したとする説を引き、この説の考証、四人人丸説を含むその他の話題のあと、顕昭「古今序注」²³を踏まえた記述に付して赤人伝を引用している。

自性論灌頂卷ニ、人麻呂者、天武天皇ノ御宇、三年八月三日、

石見国都田郡山野ト云里ノ民家ノ後藺、柿木ノ下ニ出現セシ化人也。其歳廿余バカリ、家主尋問、答云、我ニ父母ナシ、兄弟ナシ、来ル所モナシ。知芸モナシ、唯和歌ノ道ノミ知ルニタエタリト。家主スナハチ、丹後ノ国司、秦ノ冬道ニ申ス。冬道、清見原天皇ニ奏ス。帝悦思食テ、召上テ哥道ノ御師範トス。是哥ヲ詠スルコト、流水ノ速ナルカ如ク、風花ニツケテ自在也。時ニ任_シ、石見ノ權守_ニ、始_テ賜_レ姓ヲ、号_ニ柿本人丸_一ト。次ノ年三月一日、補_ニ任播磨守_一、持統天皇ハサマデ哥道、賞シタマハズ。文武天皇別而、御賞翫シタマヒ、其道優美也トテ、則御侍読トシテ、大夫号ヲ授ケ、出頭甚キニヨリ、以下四位_ヲ不_レ経而、正三位ニ加階スト云々。或ハ云、仕_ハ聖武帝_ニ、孝謙天皇ニ賞セラレテ、正二位内大臣ト贈官セシムト。亦、平城天皇ノ大同二年八月十一日贈官トモイヘリ。

（中略）

又山のべの赤人といふ人ありけり。うたにあやしくたへなりけり。人丸ハあか人か、かみにたゝんことかたく、赤人は人まろか、しもにたゝんことかたくなんありける。

姓氏録ニ山辺ノ宿祢者、垂仁天皇ノ蹤孫也。正六位上山辺ノ宿祢大老人ヲ祖トスト云々。然ル則ハ山辺ノ姓ハ、赤人以前ヨリ有_レ之歟。

……

人丸ハ赤人がかミにたゝんことかたく。

此段ニ理義ヲ付テ勝劣ノ沙汰ヲ云ハ、不用之。只同程ノ歌仙ニテ、其勝劣判シ難シトノ文筆ノ躰、此二人等同也トノ筆ノ句ト見ルヘシトノ師説也。

自性論ニ云。或問、人丸者赤人難^(カ)立^(シ)レ上^(コト)ニ 赤人者人丸難^(カ)立^(シ)レ下^(コト)ニ。雖然、古今集ノ中ニ、人丸歌ハ多シ。何ゾ赤人ノ歌、一首モ不^(レ)入事如何。答云、人麻呂、赤人者、一躰二名也。故ニ

一人二名不^(レ)可^(レ)入。亦問、一人二名ト云事、有^(ル)ニ何ノ本証^(ナリ)哉。云、人丸有^(テ)レ事而、靈龜年中ニ上総国山辺郡ニ配流。聖武朝ニ召返時、改姓名、山辺宿祢赤人ト号。然則一躰二名也。此例異国

本朝共ニ多シ。貫之為顯此深義、二名ヲ挙而、入一人。自余ノ集^(ル)入人丸赤人ノ事、以前後各入故也。是秘中之秘、千金莫伝ト云々²⁴。

同書は、柿本化生説のあとに「今案、右之説、雖^(レ)為^(ニ)師伝^(一)、難^(ニ)信用^(一)「事而已多シ」、また人丸赤人同一人物説のあとにも「今案……人丸赤人之次第ヲ可^(レ)見^(ツ)者也。但、位階ト云、時代ト云、人丸者、赤人ヨリモ、先輩ト用ル事トミヘタリ」と自性論(灌頂卷)に疑義を呈している。人丸の異名を「自性論ニ四人」としつつ十一挙げているのも、同様に自性論に対する考証的態度と見るべきだろう。

これを文永七年成立とすると、為顯はこのあと自性論灌頂を含む『金玉双義』を能基に伝授したことになるが、『金玉双義』には自性論に対する疑義は見られない。『柿本人麿之事』における「今案」

の部分が後人の書入れである可能性もあるが、そうであれば「柿本人麻呂之事」全文を「文永七年」書写と認められなくなる。

また、先の引用部分に「貫之為顯此深義」と為顯自身の名が記されていることも不審な点である。この箇所と前後は、次にみる『金玉双義』自性論灌頂とほぼ同文であるが、石神秀晃氏による書陵部蔵本の翻刻では「貫之為駢(ママ) 此深義」とされている²⁵。新古典籍DBの画像でも、「顯」でないことは確認できる。文型としても「為」の次の字は動詞ではないだろうか。一方、『金玉双義』外題に「貫之作」と添えられている²⁶ことから、「柿本人麻呂之事」引用の「自性論灌頂卷」は『金玉双義』のそれと考えられないだろうか。

第二の部分「柿本人麻呂之大事 歌道ノ正受」では、山辺姓について、姓は「大内山」のほとり(辺)、名の赤人は明王の義とする異説を述べている。

姓を山辺と云ハ、内裏を大内山と云ヘハ、辺ハホトリノ義にて、山辺ト云。赤ハ明と同シ。人ハ人中の人、明王ノ義也。

或曰、山辺と姓をかけるハ、高シといはん為也。山辺ハ高きものなれハ、高きほとりの義也。赤人は明王の義也。其の故ハ、位高クあきらかなる人ハ、明王の高位なり²⁷。

上総国山辺郡に言及しておらず、続く部分では人丸との同一人物説も取っていない。第一の部分と第二の部分の別伝と考えれば、「文

永七年」の奥書は第二の部分「柿本人麻呂之大事 歌道ノ正受」に對するものとなり、第一の部分「柿本人麻呂之事」の成立は不明となる。すなわち、自性論灌頂巻も文永七年以前の成立と言えなくなるのである。

②『玉伝深秘卷』と『金玉双義』

『柿本人麿之事』と同じく「自性論灌頂」の語が見られるものに、『金玉双義』がある。

『金玉双義』及び異本関係にある『玉伝深秘卷』の本文と系統については、石神秀美（秀晃）氏の研究が詳しい。氏は「玉伝深秘卷」の十二本の異本・略本の系統を整理された²⁸。そして、第一類『金玉双義』と第二類『玉伝深秘卷』の差異を次のように指摘している。

項目の並びの差異 流通経路の差異 独自の項目

第一類 「金玉双義」で始まる 為頭から能基 詳細省略

第二類 「玉伝深秘卷」で始まる 為頭から神垂 詳細省略

氏が抽出した「独自の項目」のうち、第二類にあつて第一類にならぬ六つの話題に「人丸出所縁起」「赤人出所縁起」「赤人の縁起」が含まれている。一方、第一類には、これに相当する内容として冒頭から二つ目の事項、「自性論 灌頂 人丸赤人事」がある。長文だが、両者を引用する。

○第一類 『金玉双義』貫之作

自性論 灌頂 人丸赤人事

問人丸者赤人難^レ立^レ上事赤人者人丸難^レ立^レ下事雖然古今之中人丸歌多^レ之何赤人之哥一首不^レ入哉答人丸赤人者一体二名也二名不可入問一人二名之事有何本証哉答人丸者天武天皇御宇三年八月三日自石見国戸田郡山野里語家命云民家蘭柿本出現人也其歳二十余家命尋問答云我無家無^レ来^レ所無^レ父母無^レ知所^レ一只和哥之道知云于^レ時家命母緩国司奏冬道申冬道奏^ニ清^一御原天皇^ニ御門悅思食召哥道為御侍読是哥如^レ流水之連于^レ時任^ニ石見權守^一始觴性号柿本人丸^{名事}同年九月三日任^ニ左京大夫正四位下行次^一年三月一日補任春宮大夫木工權頭正三位上行兼任播戶守贈正二位内大臣也孝嫌^{マゴ}御時或本云聖武崩御平城天皇大同二年八月十一日贈官又云天武御門住吉行幸之時大明神出現^{シテ}云我歌詠^ヲ為^ニ世弘^一分身生^ニ人丸^ト云^テ如^レ消失^{ユヅ}其体八旬之老人也于^レ時知大明神化現云人丸不^レ輕^ニ三人一体義在^ニ副書^一然後天武天后勝八尾大臣娘^{マゴ}駢^{シテ}流罪上総山辺郡至聖武明君万葉集撰集無写者爰右大臣橘諸兄大伴家持中納言而時撰者也此人^ハ奏云柿本人丸卿先帝之御侍読天下不思議權者和哥之明師也被流罪在東州召彼人^一為判者于時左大臣藤原永年奏云東州流人再不可昇殿人丸以何為御侍読哉此義不可然諸兄卿奏云大唐白樂天本名信宜^キ公流罪遠州彼国流人再不昇殿雖然召為侍読改姓名号大原白居易云此人如是于時公卿同意^ニシテ召^テ歸^リ改名性官階^一号^ニ宰相正三位上山辺赤人^一然^ハ一体二名也貫之為^{マゴ}駢^{シテ}此深義^ハ二名戒人一人^一自余集入人丸赤人事以前後名入故也秘^ニ中千金莫^一伝²⁹

○第二類 『玉伝深秘卷』

一、人丸出所縁起

天武天皇御宇三年八月三日、石見の国戸田の郡大山の里といふ所に民あり。かの家の園の大なる柿の木の下に化現せり。その歳二十ばかりなり。形兒質ぎやうはうしつたいはありがたきほどの男なり。家主あやしみ聞きていはく、なんぞや、たゞ人とおぼえずと言ひければ、こたへて云ふ、我は来たる方もなく、また去るべき所もなし。朝夕風月にうそむき、歌を詠ずるばかりなりといへり。家主不思議のあまり隣国丹後の国司に秦の冬通といふ人に、この事を語りければ、冬通京都に注進す。しかれば、淨御原の天皇に奏聞申しければ、不思議なり、いそぎ召すべしとて勅使を下され、召しあげられぬ。げにもたゞ人にあらず。やがて歌をよむべしと仰せられければ、水を流すがごとくとゞこほりなくよみはんべりけり。すなはち生国なればとて石見守に任ず。柿の木の下に化現せしかば、姓をば柿下とたまはる。実名をば天より化現せしかば、天くだるをのこと号す。歌の師読として和歌の撰者をたまはる。天下の重き人なり。同じ年九月三日左京大夫從三位下行兼播磨守に任ず。次年三月一日春宮大夫、木工頭、正三位上行に任ず。卒して後、孝謙天皇の御宇正二位内大臣をたまはらる。ある説には、平城天皇、大同二年八月十一日贈官と云々。こゝに天武天皇住吉行幸の時、大明神老翁に形を現じて云、歌道を世に広めんために人丸に分身して侍り。しかるに、この道を弘めたまふべしと云々。御門御返事あらんとしたまふところに、かきけすや

うにうせたまひぬ。その時、人丸に分身ありけること分明なり。然れば、明神の御諱は人足といへり。御門の山丸をとりて人丸とつけられたまへり。

一、人と云ふ字をば勝とよめり。丸といふ字をば、かしこしとよむ。されば、人丸すぐれてかしこしといへり。文集にいはく、かしこけれどもくだらず、つたなけれども（人すぐれたれども）のぼらず。

一、赤人出所縁起

大和の国忍常の嶽といふ所あり。かの山の麓に山辺といふ片山里あり。朱雀院の頃、化人出で来たれり。俗にあらざる僧にあらず。たゞ大童なり。面、身まですこし赤色なり。年の程は三十あまりと見えたり。かの里の小川のほとりに平き石の有けるうへに座せり。里人あやしみて問ひけり。何人ぞいかなるわざをなす人ぞや。なにと種々に問へども、さらに物言はず。これは天狗か、鬼神か、魔王かなんぞといひて、人みなおそれおののきけり。かくて日数ふるほどに、里の人も今のごとくはさせる畏なき人なりとて、近づきて食物を与ふれば、喜びて食す。それ扁身赤色なりけるほどに、赤人とぞ言ひける。時に、この所の頭たる人云、これはたゞ打ちおくべきにあらず。奏聞すべき由を申すに、天武のみかどに奏聞す。不思議なり、すなはち召すべしとて、左大臣勝の八尾公に仰せて御使を忍常嶽にくだされき。天子より宣旨なり。いそぎ参りたまへといふに、返事もせず。かさねて言ひけるは、王土にありながら、宣旨をそむく不思議になり、殺すべしと

て大刀を抜きて寄りけり。その時に申しけるは、我ほどつたなき身をば何のために召さるゝやといふなり。宣旨にてあるうへは力及ばずとて出て立ちてゆきけり。あまりにみぐるしければとて、秀長が著^{ちやく}したりける白小袖を着せけり。さて烏帽子^{ふし}、表に著^{ちやく}すべきもの如何かすべきといへば、形のごくもちて侍とて香色の狩衣^{かりぎぬ}のなれたる、立て烏帽子を取り出だす。秀長いよく不思議の思ひをなす。馬に乗せてうちつれ上洛す。先づ大臣殿に見参にぞ入りける。しかしながら、月卿雲客の風情なりければ、不思議にぞ思はれける。内裏に具して参られけり。みかど御覧じて御勅問あり。汝、いづれの所の者ぞや、誰が家、また姓名如何とあれば、答へてはいはく、姓名なく出所なしといふ。重ねて勅問あり、芸能ありや。答へてはいはく、芸能さらになし。我生まれてよりこのかた、たゞ和歌の道のみ好みて余の芸なしと言ふ。さては鳳闕^{たから}の御宝なりとて、臨時の除目行はれ、出所なればとて大和權守^{くわんしゅ}從五位下に任ず。同月任從三位上行兼伊予守、姓をば、かの山里の名をととりて山辺といへり。実名をば日頃よびけるまゝに赤人とぞ召しける。さりながら、この国、世界には知る人はなきかと御尋ねありけるに、答へてはいはく、今は何をかつつみ申すべきぞや、人丸太夫は兄弟なり。昔に漢土にありし時は左右の大臣たり。人丸をば我が弟なりと申しける。帝、人丸を召しあはせ、対面あり。ともに感涙を流す。さて人丸・赤人とて左右の翼たりき。しかりといへども、人丸は当代の御師読たるうへ、赤人に歌の善悪を御尋ねありしに、この歌をよみてたてまつりけり。

和歌の浦や潮の満干^{しほ}のみをつくし深さ浅さは君やしらなみこの歌、一首に六義を具足せり。これ歌の手本なり。第一に、和歌といふべきを和歌の浦とそへたり。かくよめるは、これ風なり。潮の満干と二物を並ぶるは、これ比なり。深さ浅さと勝劣を分けるは、これ興なり。君やしらなみと帝をほめ奉るは頌なり。潮の満つといふは来儀なり。干といふは去儀なり。深さといふは遠き儀なり。浅さといふは近き儀なり。されば去来遠近等のあまたの心あるは賦なり。又、この歌の惣を見れば、縁の風情をたくみ重ねたる躰なれば雅なり。げに和歌の道に達しゝ秀才なり。しかれば、人丸、赤人の上に立ちがたしといふ。兄なれども下に立つ事さすがなりといへる儀なり。この兩人は文殊・普賢のともいへり。観音・勢至の化現ともいへり。

一、赤人縁起、有説云、文武天皇の御宇に上総国山辺郡不幸井の観音堂に老翁一人化現せり。しかるに上洛して内裏にまゐりて庭上に畏る。何なるならんと御尋ねありしかば、我、子を失ひて尋ぬる者なしと申す。承り及び候へば、朝に召され和歌の御師読となり撰者つとむるよしを、ほのかに人が申しはんべる間、あまりのかなしさに直ちに参内すといへり。帝の御勅問ありけるは、何なる者なれば御師読の人丸が子とは云ふや、不審なりと言ふ。翁こたへてはいはく、翁は、この国所の生まれの身にあらず。大唐の者なりしが、詩賦をのみもてあそびしほどに月卿雲客にそねまれて暴悪の君にゆるみなく翁が夫妻をうつぼ舟に入れて海に放ち棄てられて、然れば龍神現れて養はれしかば、命ながらへ、風

波にゆられゆくほどに、下総の国かちとが崎といふ所に打ち上げられはんべり。さるほどに、山辺郡不幸井観音堂に仏をたのみ奉り住み侍りしに、かの観音より白玉を二つたまひぬと夢に見て妻女はらみて二人を設けたり。みな男子なり。兄は珍玉、弟をば相玉と名づけて侍りてしに、龍神海中より来りて、汝が子一人、我にたびたまへと申すほどに、かの龍神の恩をかうむりながら、いかゞ惜しみはべらんとて、相玉を養ひとらせ候ふ。また兄の珍玉をば育て候ふところに、七歳と申す八月十五夜に月をながめ、そのままゆきがた知れず失ひ候を、夫妻これを嘆き、国々所々を求め候へども、会はずして、空しく月日を送るほどに、母は病ひづき死し去り候ひき。我一人残りあて、かの観音をたのみたてまつりて、ひとへに菩提を願ひ候ひつるに、石見の国に二の化人出来せり。その跡を知らざれども、和歌の道に長ぜる間、帝に召し使はれ奉るよしをほのかに承り及び候間、さてはこの珍玉にてありつらんとて参内せり。これが七歳にてよみて候ふ歌、いまに忘れず候ふとて云、

心をば大空にこそたぐへぬれ思ひやれども際きはがなければ

この歌と同じ童名を見せさせたまはば、定めて親と信ずべしと申しける間、この由を人丸に仰せければ、翁をばさだかにおぼえねども、歌と童わらべ名とは子細なし。さては親なりとて出で会ひ対面したてまつり、感涙をぞ流しける。さて、帝勅問あり、そもく、汝が名をば何と申すぞと仰せありければ、我名われをば持たず。この間住みて候ひし所の名をとりて山辺不幸井の太夫とも申しき。ま

た子を恋ひて朝夕泣きしかば涙太夫とも申し候ひき。さては、生国しやうこくなればとて上総權守けんしゅ從五位下に任ず。次の日從三位兼伊予守、姓しやうをば在り所なればとて山辺とぞたまはる。実名をば面色赤かりけるほどに赤人とぞ召しける。公卿の座に列し、何事にも暗からず。この父子を上にする人なかりけり。さるほどに、人丸は赤人の上にたちがたしといへるは、父なれば上に置くなれども、我が身は撰者重職なれば、下には立ちがたしと言へり。または赤人は父なれば上に立つべけれども、当職たるうへは人丸の下に立つとは難治なるによつて、赤人の歌の口をばしばらくおしとどめられけりといへり。しかれば、古今・万葉には不入、後の撰集に少り入れり。

右、かの両賢の事、不輒秘事なり。無道者不可伝。聞書には請文を書きておるそかならぬものなり。秘すべし30。

第一類『金玉双義』の自性論の概略は、次のとおりである。

- ・石見国戸田郡山野里の語家命の家の庭の柿木の下に現れた化人は、歌の才により出仕し、柿本人丸と名付けられた。
- ・天武天皇住吉行幸の際、住吉明神が現れ、人丸は分身という。
- ・人丸が、天武天皇の後、勝八尾大臣の娘を犯して上総国山辺郡に流罪となつた。
- ・万葉集撰進の任に耐える者として、人丸が都に召喚されることになった。罪人ゆえ、白樂天の例に倣つて、山辺赤人と

改名した。

・ゆえに人丸赤人は一体二名である。

人丸化生説は、先にみた「柿本人麻呂之事」と概略が共通する。ただし、人丸化生説と赤人改名説が人丸住吉明神分身説を挟んで一連の説として扱われている。そのほか、「柿本人麻呂之事」にはなかった家主の名前が語家命と記されている。「母媛」は「丹後」と字形が近いので、誤記の可能性があろう。「柿本人麻呂之事」は罪状を示していなかったが、『金玉双義』では明記されている。

『金玉双義』が古今集仮名序の「人丸は赤人の上に立ちがたく……」をめぐる問答となっているのに対し、『玉伝深秘卷』所載の三つの縁起はそれぞれに見出しがあり、独立したものととして配置されている。複数の書に引用される自性論と異なり、これらが他に伝わった形跡はないようだ。また、三つの縁起いずれも人丸赤人同一人物説はみえず、「赤人出所縁起」は二人を兄弟、「赤人縁起」は親子としている。この点では自性論と大きく異なる。

「人丸出所縁起」は、自性論の人丸化現譚と大筋同じだが、文飾が加わり、人麻呂の容姿のすばらしさを述べたり、天から化現したので実名を「天くだるをのこ」としたりする点は、物語化が進んでいるように感じられる。丹後国を石見国の「隣国」としているのは明らかな誤謬であるが、石見国の語家命がなぜ丹後国司である秦冬通に注進したのかを説明しようとする賢しらであろうか。

「赤人出所縁起」は、赤人が化人として現れ、その存在が都に聞こえて和歌の才能によって召し出されるという経緯が、自性論の人

丸化生説の主旨に似る。大きな相違点としては、流罪と再上洛に際しての改名が語られていないこと、赤人の出生が大和国山辺とされていること、人丸赤人が兄弟とされていることが挙げられる。また、自性論では、人丸が犯した女の父親の名であった勝八尾大臣が、同縁起では赤人招聘の宣旨を遣わす人物の名となっている。唐突に出てくる秀長という使者の名、六義にそった和歌の解釈、文殊普賢あるいは観音勢至の化身説も興味深いが、ここでは深入りしない。

一方、「赤人縁起」は、自性論と通ずるところは上総国山辺郡という地名だけである。下総・上総の地名を複数挙げるなど、在地性がうかがわれる。赤人をそもそも唐出身としている点から、少なくとも自性論や能基『古今和歌集序聞書』のグループとは別伝とみるべきと考える。珍玉・相玉の名に房総における海浜の玉信仰との関係が想像されるが、それについては別稿を設けたい。

では、これらの説はいつ頃成立したのであろうか。

片桐氏は、「鴉鷺物語」や「私所持和歌草子目録」³¹に『玉伝深秘卷』所収の秘伝の名称の多くが見えることを指摘し、これら個別の秘伝が文保の頃（一一三七―一一一九）には相伝されていたと述べている³²。人丸赤人伝に関しては、「鴉鷺物語」「私所持和歌草子目録」それぞれ「自性論の灌頂」「自性論」、後者に「玉伝深秘」の名称が見られるが、「人丸出所縁起」「赤人出所縁起」「赤人縁起」に類する名称は見られない。

一方、『金玉双義』『玉伝深秘卷』にはそれぞれ相伝の血脈が記されているが、弘安元年十二月十一日に為頭から能基と神垂（神乗とも）

に相伝されたとみなされている(神垂には十一月とする本もある)。能基・神垂へは同時に伝えられたということになるわけだが、人丸化現説は別として、赤人に関する二つの説はあまりに乖離している。相伝前に成立していたなら、ここまで大きく異なることはなかったのではないか。それぞれの赤人伝の種はあつたにせよ、「自性論」は能基系、神垂系が分かれてから整えられたという可能性を考えておきたい³³。

このほか、自性論の流れにあるものとして、『古今和歌集灌頂口伝』の「五種人磨事」の一項がある。紙幅の都合により、本文の引用を割愛する。

同書については、『解題五』³⁴刊行と前後して、片桐氏と青木賜鶴子・生沢喜美子・鳥井千佳子三氏が翻刻・注釈を行っている³⁵。他書との比較も周到になされているが、当時未紹介であつた『金玉双義』本文との関係性は考察されておらず、「五種人丸」については『玉伝深秘卷』より「三流抄」に近いとしている。改めて照合すると、最も近いのは『金玉双義』で、大筋は自性論灌頂をなぞるものといえる。ただし、人丸の年齢、当時の帝(「持統天皇」とする。自性論は「清御原天皇」)、人丸が詠んだという「君が代の久しかるべきためしにはかねてぞうへし住吉の松」³⁶という和歌の挿入、遣唐使の任、没年月日と具体的な点に相違がある。

成立時期については、「正安元年二月十七日 前大納言為世在判」の奥書をもつ本があるものの、「古今和歌集注釈書・伝授書年表」

は、正安元年(一二九九)の改元が四月二十五日であつたことを指摘し、この奥書を「悦目抄の奥書で古今和歌集灌頂口伝の奥書にあらず」³⁷としている。とすると、現時点で最も古いと考えられるのは、永享三年(一四三一)正月、明叡に書写によるもの³⁸ということになる。

なお、三輪氏は、灌頂儀式の作法を歌道に積極的に取り入れたのが為頭流であるとし、『和歌古今灌頂』『古今和歌灌頂卷』など灌頂の名を持つ書を為頭流のものとして取り上げて相互関係を考察しているが、これらは、人丸と赤人を同一人物とするものの、人丸の上総国配流と赤人改名と上京という経緯は語っていない。

三. 二. 非同一人物説『古今和歌集序聞書』

片桐氏は、古今集仮名序に対する注釈書のうち、「古今に三の流あり。一に定家、二に家隆、三に行家」で始まる一系統を「古今和歌集序聞書三流抄」と称し、一六の書を列挙し、それを(A)～(D)の四系統に分類した³⁹。三輪氏は、この一群を東大図書館本の奥書に基づいて能基『古今和歌集序聞書』と称し、片桐氏の分類を妥当としつつ、諸本の確認と成立に関する考察を行っている⁴⁰。

この系統の諸本については、『古今集注釈書伝本書目』⁴¹が「三流抄」の称のもと三十五の本を挙げている。また、新古典籍DBでは「古今和歌集序聞書、歌学、能基、弘安五」⁴²として八件検索できる(うち、東京大学図書館所蔵本は重複)。

片桐氏が「これこそ底本にすべきと断じ得るような善本が存在し

ない……」⁴³ というように、書写年代は、(D)に分類される片桐丙本が「天文の写本である以外は、いずれも江戸時代に入ってから写し」という状況である。そのなかで弘安期に談義が行われたことを示す奥書を持つものがあり、これらが成立を考える根拠とされている。

ここでは、新古典籍DBにより、片桐氏が「比較的善本と思われる」としている東大本と、翻刻の底本として用いた片桐甲本、そして、古い書写である片桐丙本と同じ奥書を持つ国文研所蔵本を確認しておく。これらはみな、奥書に弘安期の写であるとしている。

ここに便宜上、『解題二』二二頁で諸本に付された番号のもと、各々の奥書を示す。なお、奥書は新古典籍DBにより確認したが、片桐丙本のみその外題内題に合致する書がDBに見当たらないため、国文研所蔵の貴重書で同じ奥書を持つ本を参照した。

(1) 東京大学図書館本Ⅱ東大国文 中古11・4・24 (A)系統

寫本日

弘安九年十二月十八日古今序談義畢

定家余風 能基

(2) 片桐洋一所蔵甲本Ⅱ国文研 和古書請求番号サ2—1227

(A)系統

弘安元年閏十二月十八日古今序之講義畢 写本定家私風被
将写之

(13) 片桐洋一所蔵丙本 ※国文研貴重書 請求記号：99—104

—1—2 (D)系統

(上巻) 写本云／弘安九年閏十二月十八日古今序談義畢 定家 余風 能基／弘安九年ヨリ永享九年マテ百五十三年也／永享九年ヨリ天文十五年迄百九年也／于時天文十五年丙午卯月初二日書之／一返校合也

(下巻) 写本云／弘安九年閏十二月十八日古今序談義畢 定家 余風 能基／弘安九年ヨリ永享九年マテ百五十三年也／永享九年ヨリ天文十五年迄百九年也／今写所天文十五年丙午卯月初二日書之／一返校合也

同『古今和歌集序聞書』の成立時期について片桐氏三輪氏ともに、弘安九年（一二八六）と考えている。すなわち、(2)の奥書には、「弘安元年閏十二月……」とあるが、弘安元年には閏十二月がなく、(1)の奥書をもとに「九年」の誤記とするものである。さらに、先行研究の章で述べたように三輪氏は、『金玉双義』の伝授血脈をもとに「為頭は弘安元年十二月に『古今和歌集』の序と歌に関する講釈を終えて、能基への伝授を完了し」、東大本『古今和歌集序聞書』をもとに「能基はこの講釈に基づいて弘安九年十二月十八日に序に関する講義を終」えたとしている。

「閏十二月」を前提に弘安九年が正しいとしつつ、東大本に基づいて「十二月」講義了としている点には疑問が残る。(2)は、講義終了の期日が「写本……」の前にあること、「能基」の名がみえない

ことから、弘安元年も排除しきれないように思われる『金玉双義』記載の伝授時期を勘案すると、為頭の講義か。とすると、『金玉双義』との前後関係も問題になってくるだろう。

能基『古今和歌集序聞書』の人丸赤人伝は次のようなもので、『金玉双義』の人丸配流赤人改名説とは異なる。

オホキミツノ位柿本人丸トハ、大キトハ。官ノ字ヲ取テ云。時ニ太夫也。太夫ノ太ヲ取テオホキト云也。三ノ位トハ、時ニ從三位上也。木工頭兼太夫也。抑、此人丸トハ、天武天皇ノ御宇三年、石見国戸田郡山里ト云所ニ語^{カタラヒ}之家命ト云人アリ。彼家ノ園ニ大キナル柿木アリ。此木ノ本ニテ計^{ハタチバカリ}ナル男ノ艶ナルガ出来レル家命、「何人ゾ、親ハナキカ、イヅクヨリ来レルゾ」ト問。答テ云ク、「我親モナク来レル方モナシ」ト云。此由ヲ家命ガ主丹波守秦ノ冬通ニ申ス。冬通則チ丹波ニ呼テ、何事ヲカスルト問ニ、「哥ノミヨム」ト云。ヨマセテ聞ニ、流ルル水ノゴトシ。冬通聞テ是ヲ帝ニ奏ス。帝、和歌ノ御侍読トシテ始テ五位ニ任ズ。柿ノ本ヨリ出来リタレバトテ、姓ヲ柿本ト云。又ハ、大和国豊国ニ住ケル時、彼家ノ門ニ大キナル柿木有。コレニヨリ柿本ト云義モアレドモ、家命ガ家ノ柿木ヨシ。名ヲ人丸ト云事。別ニ口伝アリ。彼豊国ハ、今ノ大和安部寺也。文武ノ御時四位ニ任ズ。年四十八。聖武御時、從三位木工頭兼太夫。同御時、神龜年中二月十八日、八十四歳ニテ薨ズ。此時ノ影ハ、小野春高宣旨ヲ給リテ此影ヲウツス。又、四十八、五十八ノ影アリ。

(中略)

山辺ノ赤人ト云人アリトハ是ヲ或人ハ大和國山辺ニ住ケル人ト云。真ニハシカラズ。上総国山辺ノ郷ヨリ聖武ノ御時初テ上人也。其親ハ誰トモナシ。是モ同帝ノ御侍読タリ。

哥ニアヤシク妙也トハ、有益ト書ケリ。無益ト書ハ、アヤナシトヨム。サレバ哥ニアヤナシトハ、哥ニ有益ト云義也。

人丸ハ赤人ガ上ニ立ン事カタク、赤人ハ人丸ガ下ニ立ン事カタシト云ハ、是人丸モ三位、赤人モ三位、官モ亦トモニ太夫也。サレバ、官加階ニ於テハ相論ズルニ非ズ。シカラバ、哥道ニ於テ勝劣ナシト云リ。或人云、人丸ヲ上ニ書キ、赤人ヲ下ニ書タレバ、言葉ノ並ベヤウヲ以テ人丸勝リタリト云。当家ニハ不^レ然^ヲ。同ジ程ノ人トナリ。

又問、何ゾ爰ニハ同ジ程ノ人ト云テ、古今ノ中ニ人丸ノ哥ハ有テ赤人ノ哥ハ何ゾ不^レ入^ル哉。若シ不知読人ノ内ワイハバ、彼、又、皆主アリ。此義如何。

答云、此段、古今ノ中ノ大事也。別ニ口伝有。抑、人丸ハ天武ノ御宇ニ出来レリ。岩上都美好ガ子トス。勝格^{スグルノタダトラ}虎ガ聳トス。彼腹ニ子アリ。柿本三位^{ミトラ}觀都良、是也。万葉ノ作者也。觀都良ガ子ニ柿本二丸ト云人有。都美好ガ先祖ハ、住吉大明神ノ後胤也。…⁴⁴

柿本人丸については、自性論とほぼ同じ筋であるが、化現の場として大和国豊国も挙げられている。また、赤人伝は間に別の記事を挟み、まず大和国山辺郡への言及がみられる。

ここで一つ問題になるのは、「口伝」の存在であろう。引用箇所
の傍線部二か所に「口伝」の存在が述べられているが、一つ目は人
丸伝に関するものである。二つ目が赤人伝を含むものである可能性
があるが、実は(2)片桐甲本に「此段……口伝有」の文言はない。こ
こは東大本によって補訂された箇所である。ほかに片桐氏が(C)系
統に分類した(9)初雁文庫本や(10)書陵部乙本も、二つ目の「口伝」の
存在を記していない。つまりそうした本が存在し、伝えられていた
と考えられる。

この口伝が『柿本人磨之事』『金玉双義』に見られる自性論、あ
るいは『玉伝深秘卷』所収の縁起の類であったかどうかであるが、
少なくとも後者ではないと考える。『古今和歌集序聞書』ではいず
れも大和国山辺郡在住説を一度示したうえで、それを否定して上総
を提示する形をとっている。当時、大和国に山辺郡があることは周
知だったはずで、ここは考証的態度や、上総国にも山辺郡があった
という発見を読み取るべきではなからうか。また何より、人丸化現
を述べながら、流罪と都への召還、赤人への改名説に全く触れてい
ないことから、『古今和歌集序聞書』の成立時期には「自性論」と
名付けられるような説が確たるものではなかったのではないか、と
思われるのである。

以上、木を見て森を見ずの誹りを受ける覚悟で、あえて赤人上総
国出身説のみに関して諸書の異同からその生成について考えてき
た。まとめると、次のようなことである。

- ・ 人丸の柿木の下化現説が先行する。
- ・ 上総国山辺郡から赤人上総出身説が浮かび上がる。
- ・ 人丸の配流改名によって、人丸化現説と赤人上総出身説が
繋げられ、自性論が形成される。

そして、赤人の上総出身説が注釈書や伝授関係資料に取り込まれ
た時期を、能基『古今和歌集序聞書』成立の頃、弘安年間（一二七
八）、為頭の時代と考え、それを大きく遡らないと考えておきた
い。また、なお、「聞書」系の説、自性論それぞれに他流に伝播し
ており、房総の地誌類が言及している『榮雅抄』の上総出身説もそ
の一つと思われる。これは別に論じる。

五、為頭

では、赤人上総国山辺郡が為頭流に取り込まれたのには、どのよ
うな背景があったのだろうか。

弘安期の歌壇及び為頭については、井上氏の『中世歌壇史の研究
南北朝期』⁴⁵、『中世歌壇と歌人伝の研究』⁴⁶、また三輪氏の前掲
書に詳しい。これらに拠ってみていく。

藤原為頭は、為家の息男で、母は藤原家信女である。生没年は不
明であるが、永仁三年（一二九五）年まで実績が確認される。周知
のごとく、為家の子らは、家督を継いだ為氏と、為家が老年になっ
て迎えた妻阿仏尼との間の子為相の対立を軸に反目しあった。宗家
と距離を置いた為頭は、活躍の場を求めて若年で関東に下ったらし

く、そこで、秘伝の伝授にみられるように為頭流というべき門流が形成された。

その為頭が関東のどこでどのように活動したか不明であるが、井上氏は、『菟玖波集』巻十九に二条良基が為頭と同車した実績が見えることから、「文永末年には関東に既に滞留した可能性があら」とされている⁴⁷。また、弘安元年（一二七八）、龜山院が勅撰集撰進の資料として召した「弘安百首」⁴⁸の歌人に加えられ、次のような歌を詠んでいる。

弘安元年百首歌たてまつりける時 藤原為頭

東路のおくての山田かりにのみ思ひしいほもすみなれにけり

『新千載集』二〇六五／二〇六四

「東路のおくて」とはどこか。「東路の奥」と共に詠み込まれる地名は主に白河の関であるが⁴⁹、紀友則の歌とそれを踏まえた『更級日記』の冒頭もよく知られている。

あづまぢのみちのおくなるひたちおびのかごとばかりもあひみてしかな

〔古今和歌六帖〕第五 三三六〇

東路の道の果てよりも、なほ奥つ方に生ひ出でたる人『更級日記』

もし為頭の歌が『更級日記』を念頭にしたものならば、孝標女が滞在した上総国に彼もいたことを示すものとなるだろう。

弘安元年十二月二十七日には『続拾遺和歌集』が奏覧されたが、為氏が撰者となったこの歌集に為頭は入集しなかった。同年十二月に為頭の講義がなされた可能性を前述したが、この年が為頭にとって一つの画期であったことは間違いないだろう。

為頭らの関東下向によって上総国山辺郡の存在が注目され、それを利用して古今集注や伝授における他との差別化を図ったのが為頭流ではなかったか。

六．弘安期の上総国山辺郡

最後に、弘安期とそれ以前の上総国山辺郡についてみておきたい。このころの山辺郡について定かな史料は少ないが、注目されるのは赤橋流北条氏に関する伝である。

北条氏は、鎌倉幕府二代執権北条義時の三男である重時（一一九八～一二六一）が極楽寺流となり、長男為時が病気で廃嫡となった後に、次男長時（一二三〇～一二六四）に嫡男となつて赤橋流を名乗った。東金では、この長時が総州守護となり、現東金市松之郷に久我城を築き、同夢山願成就寺を建立したと伝えられている。

松之郷ニ有古賀或作久我ニ館址ニ。古傳ニ云ク。北条長時・同久時・同守時ノ三世、為ニ上総ノ守護職ニ。建長元年、築城シテ而居

レ之ニ、(…中略…)。城址之北ニ有ニ古刹^ス。號ニ同夢山願成就寺^一。

「古為^ニ禪宗^一」。「境内ニ有^リ古石塔三基^一」。土人傳^{ヘテ}稱^ス三三介ノ墓^ト。⁵⁰

同寺の過去帳に記された縁起には、弘安三年(一二八〇)五月二十九日に、久時を大檀那として建立されたともあるらしい⁵¹。

これら東金と北条氏とのかかわりは同時代資料が少なく、不確かな伝とされてきた。しかし、桃崎祐輔氏が願成就寺(院とも)とその周辺を中心に資料を収集し、(1)願成寺の栄真止住と極楽寺との関係、(2)伝願成寺旧鐘銘とその意義、(3)願成寺の創建伝承と北条長時、(4)浄光明寺領の展開と願成寺、(5)『三国伝記』と願成寺の禅宗化、(6)七里法華の展開と願成寺の法華改宗、の六点について考察されたうえで、これまでの伝を概ね事実と考えている⁵²。資料の引用は同氏論文にゆだねるとして、その結語から本論に関係する箇所を引用しておきたい。

願成寺はその寺号からみて北条時政ゆかりの葦山願成就院に倣い、阿弥陀如来を本尊とする寺院として開山したと考えられ、北条長時を檀越とする浄土宗諸行本願義浄光明寺の末寺として康元元年(文永元年(一二五六)六四)頃に開基した可能性がある。そして、一二七七年頃? 円眞房栄真が請ぜられて鎌倉極楽寺末の西大寺流真言律寺となり、弘安年間(一二八〇)以降は北条久時の外護を受け、鎮守社として若宮八幡宮が勧請され供僧を勤仕させるとともに、永仁二年(一二九四)以前に釈迦堂も建設

された⁵³。

桃崎氏が指摘されているように、一四世紀において願成寺周辺地域が浄光明寺領であったことを示す文書が散見される。浄光明寺は、建長三年(一二五一)、長時の創建に成り、久時が浄光明寺で没しており、その時点から山辺郡との何等かの関係が生じていた可能性が考えられる⁵⁴。

一方、重時、長時、久時は、歌人としての実績があり、勅撰集にも入集している⁵⁵。彼らは、山辺郡の存在を歌壇に意識させる存在となりえただろう。残念ながら、久時や長時と、為頭及び古今集注との直接的関係を示す資料は管見に入っていないが、重時の孫にあたる戸次時親の例に注目しておきたい。

時親は、重時の娘⁵⁶と戸次重秀との間の子と考えられている。『系図纂要』には、重秀について「以赤橋重時縁坐服近北条氏」、時親について「母赤橋相模守重時女」と記されている。

井上氏は、文永三年(一二六七)十一月、「大友太郎時親」が為頭から『口伝抄 為家』を授けられていることを指摘した⁵⁷。これについて川添昭二氏は、入江家蔵本「大友戸次氏系図」⁵⁸の時親に「太郎、法名道恵、相模守時宗加元服、正応三年四月三日於箱崎執行所死去畢」と割注があることから、大友太郎時親が豊後大友氏庶流戸次時親ではないかとし⁵⁹、井上氏も蓋然性が高いと認めている⁶⁰。弘安八年(一二八五)九月、豊後国田帳の平林本にも二か所「戸次太郎時親法師、法名道恵」「戸次太郎時親(法師法名道恵)」

と見える（一か所は「道念」⁶¹）。

上総国山辺郡をめぐって、極楽流赤橋流北条氏と古今集秘伝との関係が気になるところである。

七．まとめと課題

東金市田中に赤人塚と称される旧跡をめぐって、古今集の古注釈や秘伝のうち為頭流の書には、赤人を上総国山辺郡（現在の東金市を含む一帯）の出身とする説について考察してきた。

それは二つに大別できる。一つは、「古今和歌集序聞書三流抄」あるいは能基『古今和歌集序聞書』と称される一群の書で、これらでは赤人が大和国の山辺郡ではなく、上総国山辺郡の出であるとす。もう一つは、『金玉双義』などに掲載される自性論である。これらでは、柿本人麻呂が大臣の娘を犯した罪によって上総国山辺郡に配流されたことと、万葉集選者任命に伴って、山辺赤人と改名のうえ上洛したことが語られている。

これらの資料を精査し、まず、赤人上総出身説が為頭―能基系の古今集注を起点に弘安期に生成した可能性を示した。為頭らの東下りによる上総国山辺郡の「再発見」をもとに、為頭―能基系が他流の説との差別化の一つとしてこの説を唱えるようになったことが考えられる。また、秘伝の書における人丸の上総国配流と赤人への改名説は、人麻呂が石見国戸田郡の柿木の下に化現したこと（いわ

ゆる樹下誕生譚の型）とセットで語られているが、同じ為頭流でも『古今和歌集序聞書』では秘伝とほぼ同じ樹下誕生譚が見える一方、場所を大和豊国とする説にも言及しており、また、赤人については人丸同一人物説をとっていない。すなわち、『古今和歌集序聞書』成立の頃にはまだ、人丸の上総国配流と改名によって、人丸と赤人を同一人物する説が確たるものとなっていなかったことがうかがえるのである。

一方、東金市周辺には、文永・弘安期のこととして、北条長時・久時による築城・寺院建立の伝がある。長時・久時と為頭、古今集注との直接的関係は見いだせていないが、あるいは長時・久時からもたらされた情報によって、歌人の間で上総国山辺郡が話題になったかもしれない。また、関東における有力者である北条氏にアピールする意図で、赤人上総国山辺郡出身説が古注に導入されたとも考えられる。

以上、推測の域を出ない部分も多く、批正を乞う。なお、地誌類に示された伝承については、稿を改めて論じたい。

【注】

- 1 短歌新聞社 一九九三年四月。
- 2 東京文芸館 二〇〇三年九月。注1著書を修正加筆したもの。
- 3 『房総の郷土史』四 一九七六年。
- 4 西山氏は少なくとも『人丸秘密抄』を梅原著書及び阿部論文から孫引きしていることを断っている。『詞林采葉集』『毘沙門堂古今集註』についても引用元に関する注がない。また、註9は本文に当該箇所が示されていない。いずれも出典が明記されていない。
- 5 「飛鳥井家古今抄云（フ）、上総国山辺郡人也。」（宝珠山法光寺蔵「上総山辺郡田中村赤人塚縁起」享保十四年（一七二九）年七月書写か）。安川柳溪『南総各地見聞筆記』『東金市史編さん委員会編『東金市史史料編三』東金市役所 一九八〇年二月 一二二〇～一二二二頁）に載る。
- 6 片桐洋一『中世古今集注釈書解題四』赤尾照文堂 一九八四年六月 二一～二二頁。
- 7 『歌学秘伝史の研究』風間書房 二〇一七年一月 五〇～五一頁。
- 8 立野良道「上総総論」流寓（改訂房総叢書刊行会編『改訂房総叢書』第二輯 改訂房総叢書刊行会 三二五頁）。
- 9 『歌学秘伝の研究』風間書房 一九九四年三月 一四四頁。
- 10 歌注のみ。三輪氏は、関連する書により、能基の一連の活動とみなしている。
- 11 前掲注9 一四五頁～一四七頁。四八六～五〇〇頁に翻刻。
- 12 前掲注9 一四七頁。
- 13 『中世歌壇と歌人伝の研究』笠間書院 五〇頁
- 14 赤尾照文堂 一九七一年一〇月～一九八七年六月。以下、『解題』と略す。
- 15 前掲注9。
- 16 前掲注7。
- 17 勉誠出版 二〇一八年三月。
- 18 勉誠出版 二〇〇七年二月。
- 19 川上新一郎・佐々木孝浩・伊倉史人・山本令子・石神秀美「古今和歌集注釈書・伝授書年表（稿）」『斯道文庫論集』四七 二〇一二年 四五四～三三〇頁。
- 20 『日本歌学大系』第四卷 風間書房 一九五六年 三三三頁。
- 21 前掲注20 五三頁。
- 22 前掲注9 四七五～四七六頁。小川豊生編集『日本古典偽書叢刊 第一巻 和歌古今灌頂巻 玉伝深秘巻 伊勢物語髓脳』現代思潮社 二〇〇五年一月 六頁。
- 23 「山邊宿禰赤人、姓氏録云、垂仁天皇後也。裔孫正六位上山邊宿禰大老人云々」已上敦隆作万葉集目錄ニアリ」『日本歌学大系』別巻四 一九八〇年四月 一五二頁）とある。同書の奥書によれば、寿永二年十二月に作られ、文治二年、建久二年に声符を差し、点を加えて奉ったとある。
- 24 前掲注9 四八七頁、四九三頁
- 25 石神秀晃「資料紹介 宮内庁書陵部蔵「金玉双義」解題併翻刻 上」『三田國文』一五 一九九一年一二月 三七～五二頁）による。宮内庁書

陵部本は、新古典籍DBにより確認。

26 宮内庁書陵部本の表紙、国文学研究資料館初雁文庫本の外題。

27 前掲注9 四九九頁。

28 「玉伝深秘巻解題稿」『斯道文庫論集』二六 一九九一年三月 二〇九
〜二六四頁。

29 前掲注25 四二頁。

30 『解題五』五五九〜五六〇頁

31 冷泉為相の蔵書目録か。『冷泉家時雨亭叢書』四〇所収。

32 『解題五』一三二〜一三三頁。

33 石神氏が『玉伝深秘巻』諸本の小細目を整理し列挙されているが（前
掲注28）、それによれば、第二類第三系口に分類された三つの本には、
三つの縁起のうち赤人縁起に相当する説がない。このことも第一類と
第二類の人丸赤人伝が並行して存在した異伝ではないことを示してい
るように思われる。

34 『解題五』一八四〜二〇五頁に論考、四八五〜五一九頁に翻刻。「五種
人磨事」は五〇二〜五〇三頁。

35 片桐「古今和歌集灌頂口伝（上）―解題・本文・注釈―」『女子大文学
（国文篇）』三六 一九八五年三月、青木・生沢・鳥井「古今和歌集灌
頂口伝（下）―解題・本文・注釈―」『女子大文学（国文篇）』三七 一
九八六年三月。

36 「君が代の…」は、他書にもみえるが、第四句に次のような小異がある。
『伊勢物語愚見抄』に「神ぞ植ゑける」、『詞花集』第五・賀一七〇番歌
及び『栄花物語』卷三八・松のしづえ等には「かみもうゑけむ」。

37 前掲注19 四四八頁。

38 前掲注19 二〇二二年 四四〇頁

39 『解題二』二七三頁。

40 前掲注9 一三九〜一四五頁

41 前掲注18。

42 西下経一「古今和歌集研究史」『国語と国文学』一一（四）一九三四

年四月 三五七頁）に基づく。根拠は不明。前掲注9 一二四頁。

43 『解題二』二九頁。

44 『解題二』二六九〜二七二頁。傍線は筆者による。

45 明治書院 改訂新版 一九八七年五月 五〜一六頁。

46 前掲注13 四三〜六四頁。

47 前掲注13 四九頁。

48 小林強「弘安百首に関する基礎的考察」『解釈』七八九・六 一九八
九年六月）、同「弘安百首佚文集成稿」『中世文芸論稿』一二 一九八
九年三月）に収集された為願詠は二二首である。

49 「あづまの道のおくなるしら川のせきあへぬ袖をもる涙かな」『金槐
集』恋部 四七二、「都より初雪寒し東路やみちの奥なるしら河のせ
き」（「最勝四天王院和歌」具親 四〇九）など。

50 『房総叢書』第四輯「上総国誌」三七二頁。

51 松之郷区誌編纂委員会編『松之郷区誌 史料篇 ふるさとの宗教と文化』
一九九六年四月 一六六頁。

52 「総州願成寺の探索―房総における西大寺流真言律寺院の沿革小考―」
『六浦文化研究』八 一九九八年十二月 五四〜七五頁。

53 前掲注 52 七三頁。

54 長時は、重時の遺志を継いで鎌倉の極楽寺を完成させたが、東金市には極楽寺という地名が残されている。

55 鈴木宏美「北条氏と和歌」北条氏研究会編『北条時宗の時代』八木書店 二〇〇八年五月。なお、久時の父、義宗は和歌の実績がほとんどない。

56 戸次重秀の注に「後室中村禪尼玲阿 是永仁四年七月二十六日逝去」(群書系図部集第四) 『大日本史料第五之二十二』宝治二年十月二十四日掲載 「諸家系図纂一六下 藤原二 大友系図」。群書系図部集第四には「珍阿」。

57 前掲注 45 八二〜八三頁。

58 田北学編『増補訂正編年大友史料』三二(諸家系図篇一) 田北ユキ 九七一年。

59 『中世九州の政治・文化史』海鳥社 二〇〇三年 四七〜四八頁。

60 前掲注 13 四七〜四八頁。ただし、前掲注 59 書からの引用中、「……於箱根執行所死去畢」とあるのは、「箱崎執行」の誤りである。宮崎宮であるか。

61 東京大学史料編纂所鎌倉遺文フルテキストデータベース 文書番号一五七〇〇

Consideration of Anecdotal Evidence Akahito was from the Yamabe District of Kazusa Province in Commentaries and Mysteries Related to the Tameakira-ryu Kokin Waka Shu

Miyako Okada

Abstract

With the Akahitotsuka mound in Tanaka and Togane as a contributing background factor, this study found anecdotal evidence that Akahito was from the Yamabe District of Kazusa Province that is found in commentary and mysteries related to the Tameaki-ryu *Kokin Waka Shu*.

In Tameaki-ryu text, the evidence that Akahito was from the Yamabe District of Kazusa Province (now the location of the city of Togane) can be divided into two major pieces of information. The first is from *Kokin Waka Shu Jo Kikigaki*, an ancient commentary on the Kokin Waka Shu, which states that Akahito came to Tokyo from the Yamabe District of Kazusa Province and not from the Yamabe District of Yamato Province. The second is from the book of secrets for the Kanjo ordination, a type of Buddhist initiation ceremony, and it is an identity theory proposing that Kakinomoto no Hitomaro (often written as Hitomaru) was exiled to the Yamabe District of Kazusa Province for the crime of raping the daughter of Daijin, then changed his name to Yamabe no Akahito when he was appointed as the editor of the *Manyoshu*. Upon closer investigation, the theory of Akahito being from the Yamabe District of Kazusa Province originates long ago during the Kouan era, and the identity theory is thought to have come after. On the other hand, there are legends about castle and temple construction by Hojo Nagatoki and Hisatoki in the Togane city area. Putting this information together, it's possible that the theory of Akahito being from the Yamabe District of Kazusa Province arose due to Tameaki living in Kanto during the Kouan era combined with the presence of Nagatoki and Hisatoki, who were also poets, in the surroundings.

Keywords: Hitomaru and Akahito, Yamabe District of Kazusa Province,
Old Commentaries on Kokin-shu, Tameakira-ryu, Hojo Hisatoki